

急速充電設備の基準が変わりました

【 改正の背景 】

電気自動車ユーザーの走行距離延伸ニーズの増加や大容量の電池を搭載した電気自動車の開発が進められる中、大容量化した電池を短時間で充電するため、50kwを超える急速充電設備の需要が増加することが予想されます。

改正前の基準では、50kwを超える急速充電設備は、「変電設備」の規制対象となっていました。当該規制は電気自動車等の充電を行うことが想定されておらず不具合が生じることから、全国統一的な基準として、急速充電設備の最大出力を200kwまで拡大し、あわせて火災予防上必要な措置を定めるため、印西地区消防組合火災予防条例の一部が、令和3年4月1日に改正されました。

【 変更内容 】

- ・ 最大出力が50kwから200kwまで拡大
- ・ 最大出力が拡大されたことによる火災予防上必要な措置の見直し
- ・ 届出の義務化

【 届出について 】

- ・ 「急速充電設備」（全出力50kw以下のものを除く）については、工事開始の7日前までに管轄する消防署長へ届出なければならない。

※既存の「急速充電設備」については届出不用

【 変更開始日 】

- ・ 令和3年4月1日から施行

参考

印西地区消防組合火災予防条例

http://fire-inzaichiku.eco.coocan.jp/reiki_int/reiki_honbun/aw29400721.html

印西地区消防組合火災予防条例施行規則

http://fire-inzaichiku.eco.coocan.jp/reiki_int/reiki_honbun/aw29400731.html

